

令和7年第4回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和7年4月23日（水）午前9時30分
2. 開 会 令和7年4月23日（水）午前9時30分
3. 閉 会 令和7年4月23日（水）午前10時40分
4. 出席委員 池永 安宏教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 教育総務部長・高崎育 教育指導部長・井上成博 教育総務部次長・坂元智紀 教育総務企画課長・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整備課付課長・花田睦美 まなび支援課長・佐野俊明 学校教育課長・出村公一 学校給食センター所長
6. 議事日程 曜程 1 会議録署名委員の指名
曜程 2 会議時間決定
曜程 3 報告第 3号 教育長の報告について
議案第17号 交野市立学校運営協議会委員の委嘱
又は任命について
7. 議事内容
池永教育長 皆さん、おはようございます。
それではただ今より、第4回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。

では、開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

坂元課長 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

池永教育長 報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。

本日は、傍聴希望がありませんので、このまま定例会を続けたいと思います。

それではただ今から、令和7年第4回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がありませんので、長谷川教育長職務代理者を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がありませんので、ただ今から10時30分までといたします。

では、報告第3号「教育長の報告について」、報告事項1「交野市立学校学級数及び教職員数等について」を議題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長 交野市立学校の学級数及び教職員数についてご説明いたします。お手元の資料「交野市立学校教職員構成表」をご覧ください。

はじめに、教職員の配当数の基礎となる定数についてですが、これは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて配置されています。

例えば、星田小学校をご覧ください。左側に記載の学級数は、通常の学級が12学級、右側の支援学級が5学級で、合計17学級となっています。この学級数に基づき、先ほどの法律では、校長、教頭を含む教員の定数は21人と定められています。

右端に示しております「養教」養護教諭と「事務」事務職員についても、法律に基づいた配置となります。学級数が増えるにつれて、事務職員の定数は1人から2人へ増員されます。また、児童・生徒数が一定数以上となる場合には、養護教員の定数も1人から2人へ増員されます。星田小学校では、養護教諭1人、事務職員1人という配置になっています。

なお、「栄教」栄養教諭につきましては、市内全体の児童・生徒数に基づいて配置されており、本市には2人の配当があります。本年度は、郡津小学校と交野みらい学園（前期課程）に配置しております。

以上が、教職員の定数に関する説明です。

これらの基礎定数に加え、国や大阪府の事業による加配教職員が、それぞれの目的を達成するために配置されます。表の中央、加配の欄にはそれぞれの加配教職員の配当数を、右側には加配の合計数を記載しております。星田小学校の場合、加配の合計は2人です。したがって、先ほどの定数21人に、この加配2人、養護教諭1人、事務職員1人を合計した25人が、令和7年度の星田小学校の全教職員数となります。

表の中央、加配欄に記載の「改善等」「通級」「児生等」といった内訳につきましては、「加配の種類について」という資料で、それぞれの加配の目的と令和7年度の配置校を示しておりますので、あわせてご確認ください。

続きまして、交野みらい学園を参考に加配についてご説明いたします。

前期課程では、「改善等」に3人、「通級」に2人、「児生等」に3人、加配教職員の合計は8人となっています。一方、後期課程では、「改善等」に4人、「通級」に1人、「児生等」に1人、加配教職員の合計は6人です。資料に記載の順にご説明いたします。

まず、前期課程の「改善等」の3人の内訳ですが、①指導方法の工夫改善定数の活用として、小学校英語専科指導加配を1人配置しています。これは、前期課程における質の高い外国語活動、外国語の授業を実現するため、英語の免許を持つ教員を配置するものです。他の小学校にも同様の教員を配置しており、それぞれ中学校内の他の小学校とも兼務しています。現在5名のALTが指導にあたっており、これと合わせて外国語教育の一層の推進を図ります。

続いて、授業改善の推進加配として、前期課程に1人配置しています。これは、いわゆるチーム・ティーチングを実施することにより、学校全体の教員の授業改善を図るもので。

続いて、教科担任制の加配として、前期課程に1人配置してい

ます。これは、教員の専門性を活かした専科指導を行うことを目的とした加配です。外国語、算数、理科、体育等の中から教科を選択し、担任に代わって教科指導を行います。教科担任制については、抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、より教科の専門性を発揮した授業を行うこと、そして教員の働き方改革を推進することなどを目的に、文部科学省も積極的な導入を進めています。

続いて、少人数・習熟度指導加配として、後期課程に2人配置しています。これは、学級を分割した少人数指導や習熟度別の指導を行うことを目的とした加配です。教科担任制加配が増加傾向にある一方で、こちらの加配総数は減少傾向にあります。

小中連携教科指導加配として、後期課程に1人配置しています。これは、義務教育9年間の指導の一貫性・系統性を活かした学習指導の工夫を行うことを目的とした加配で、後期課程の保健体育科教員が前期課程の5・6年生を中心に学習指導を行います。

次に、表の加配欄の中央に記載している「通級」についてご説明します。これは、通級指導教室を設置する学校に加配教員が配置されるもので、前期課程には2学級、後期課程には1学級設置されたため、学級数に応じた人的配置が行われました。通常の学級に在籍しながら、通級指導教室において、障がいや特性による困難を改善・克服するための指導を行うものです。

続いて、表の「児生等」と記載している加配の内訳に移ります。前期課程には、次の4種類の加配がございます。

まず、日本語指導推進事業加配として1人配置しています。これは、日本語指導担当教員を配置し、指導力の向上や子どもへの支援環境を改善するもので、交野市独自でも学習指導員として通訳を派遣しています。

続いて、小学校生徒指導主事加配として1人配置しています。これは、学級数が30学級以上の小学校（前期課程を含む）に配置されます。

続いて、初任者指導加配として1人配置しています。これは、本年度配置された初任者の学級経営や授業力の向上等に係る指導を行うものです。

資料の一番下の心身健康については、子どもたちの心身の健康を保つことを目的とする加配です。小中統合に関わり、子どもたちをよりきめ細かく見守るため、その必要性を大阪府と協議し、前期課程に配当を受けたものです。養護教諭が1人加配措置され、合計2人体制となります。

なお、交野みらい学園前期課程は、児童数に基づき、事務職員も2人体制となります。

以上で、説明を終わります。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋山委員 通級の設置校に加配があると思いますが、加配がないところは通級が開設されないということで認識していいんでしょうか。

佐野課長 通級の設置にあたっては、一定数の児童生徒数が必要であります。ただ、学校によっては設置されなくても、ニーズがある場合は巡回指導ということで、教員が行って、例えば星田小学校の子どもであったり、妙見坂小学校の子どもであったりという子どもたちの授業を行っておりまます。

ただ、今後増えていく中で設置というのも十分あり得ます。

秋山委員 巡回指導というのは先生が来られるんですか。

佐野課長 行ったりする場合もありますし、子どもたちがその学校に行くケースもあります。学校によって対応が違います。

秋山委員 おそらく通級に関しては年度途中でも入ることが可能かと思います。今の状況を鑑みると発達関係のお子さんはかなり増えて

きているので、そういうかたちであらかじめ年度当初に通級の見込みというかたちで取る検討はされないんですか。もしくはすることは出来ますか。

佐野課長

年度当初に関しては、その前の年度から学校で見取りをして、教育委員会からも見取りをして、あとは保護者のニーズもありますので、協議しながら入級するのか、入級するのであれば府へ申請して、年度当初ですけども、そのまま進みながら途中入級も可能です。それもきちんと確認判断していくというかたちになります。基本は昨年度中にきっちり見取りをして、新しい年度には入級しているというかたちになります。

秋山委員

できるだけ学校の方で支援とか通級、次年度を見越して、ある程度の働き方は1月、11月はしないといけないと思うので、そのへんの保護者に対する働きかけや、先生の意識っていうところで、例えば年の途中から通級支援というニーズが出た時に、できる限りの対応をできるようなかたちでお願いできたらと考えます。あと、児童生徒支援コーディネーターというのは、おそらくいろんな外部の、例えば関係者機関との連携とかそういったことで、今後かなり重要な役割を担ってくるのではないかと思います。それが小学校全校にということでは加配がいただけないと思うので、このへんはできるだけ加配の必要性は、今後この役割はとても日本語指導も含めてですが、通級、児童生徒支援コーディネーター、日本語指導、この3つの役割はすごく大きいものになりますので、今後そこを踏まえたかたちで加配があればと思います。

もう一点、初任者は今年は交野みらい学園のみということでしょうか。

佐野課長

違います。例えば小学校でいうと、9名の配当がありまして星田小学校にも行っています。交野みらい学園は初任者の数が一定

数いましたので、初任者指導加配を1名付けて、その先生が全体を見に行くということで交野みらい学園に、としております。

秋山委員 星田小学校の先生に対する初任者の指導というのは、どういうかたちで計画されていますか。

高崎部長 星田小学校に2名と岩船小学校に2名の配置がありましたので、この4名合わせて加配1名、星田小学校についています。

星田小学校の初任者と岩船小学校の初任者、どちらも1名で見るというかたちになります。

池永教育長 他によろしいでしょうか。

中山委員 加配のスクール・エンパワーメント推進事業っていうのは、具体的に交野でどういうふうにされる事業なのかということと、対象が倉治小学校と第二中学校となっていますが、これは学校側からやりたいと言ったのか、教育委員会の方からあなたの学校どうぞ、というふうに推薦したんですか。

佐野課長 スクール・エンパワーメント事業っていうのは、それぞれの学校でこういう教育目標があって、こういう力を付けていきたいということに関して、特に学力の課題があるところで加配を付けることで、1名配置して、その先生が中心となって学力向上、学校内の課題解決に向けて進めていく事業ということです。配置校に関して、市内全体を見た時と、この事業の趣旨を目的に合ったところで、市教員として学校からのニーズも含めてしっかりと最終は判断をして、付けさせていただいている。

秋山委員 それを学校側が府もしくは市教委の方に申請するだけですか。

佐野課長 最終的には市教委が府の方へ申請して、この学校でこの事業を

進めていってということになります。

秋山委員 そうすると、倉治小学校と第二中学校が選ばれたかたちになるんですか。

佐野課長 そうです。

秋山委員 そこには何か理由があるんですか。

佐野課長 はい。様々な課題がある中、学校の課題を解決するために加配は必要だと考えてますので、市内全体を見た時に、例えばスクール・エンパワーメントなら、今年度に関しては、倉治小学校の課題を含めてそこに付けるべきが 1 番この加配の趣旨目的と合って、課題解決に図れる。例えば授業改善だったら違うかもということで、最終は教育委員会が判断して申請しています。

池永教育長 他にいかがでしょうか。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項 1 の「交野市立学校学級数及び教職員数等について」を終わります。

次に、報告事項 2 「教育財産の取得にかかる市長への申出の臨時代理について」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

花田課長 報告事項 2 につきまして、まなび支援課より説明させていただきます。

交野みらい学園を除く市内各小中学校のカーテンの入替、また、市内小学校及び義務教育学校（前期課程）1、2 年生の普通教室で児童が着替えを行うためのプライバシーカーテンの整備

を進めております。

2,000万円を超える財産の取得であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により市長に申し出の必要があり、4月25日に制限付き一般競争入札が行われることから急施を要するため、交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき臨時代理させていただいたものです。

池永教育長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊丹委員

カーテンをこれまで PTA が洗濯するという話があったと思うんですけど、今後も同じような扱いなのか、あるいはプライバシーカーテンも増えると思うんですけど、これはどういうかたちになるんでしょうか。

和久田部長

今まで、PTA の方にやってもらってたんですけども、ここ数年は市で 3 年に 1 回、順番でさせてもらったので、同じようなかたちになるのではないかと思います。ランドリーカーも購入されるということで、その活用も 1 つの手かなというふうには考えています。

池永教育長

他にございませんでしょうか。

各委員

質疑なし

池永教育長

質疑なしと認めます。ではこれで報告事項2の報告を終わります。

次に、議案第17号「交野市立学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたしますが、本議案につきましては、中山委員に直接関係のある議案ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、参与すること

ができないことから除斥となりますので、ご退出をお願いします。

それでは議案第17号「交野市立学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長

交野市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」といたします） 第8条の規定に基づき、「令和7年度 交野市立学校における学校運営協議会委員」につきましてご承認をいただきたく、ご説明申し上げます。

コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置した学校のことです。

旧第一中学校区では、令和4年4月よりコミュニティ・スクールが導入され、今年度より交野みらい学園校区として4年目を迎えます。また、今年度より第二中学校区、第三中学校区及び第四中学校区においてもコミュニティ・スクールが導入されます。

学校運営協議会の主な役割は、校長が作成する学校運営に関する「基本的な方針」等の承認を行うこと、学校運営等に関する意見の申出を行うこと、学校運営等に関する評価を行うこと、住民の参画促進等のための情報提供を行うこと、の4点です。

地域でどのように子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の方々と共有し、「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換を図り、地域と一体となって子どもたちを育んでいくこと、これがコミュニティ・スクール導入の大きな目的でございます。

それでは、「令和7年度交野市立学校における学校運営協議会委員」につきましてご説明申し上げます。お名前につきましては、中学校区ごとに一覧表にしております。規則第2条の目的が実現されるよう、総数66名の方々の委嘱又は任命のご承認を、よろしくお願いいいたします。

まず、交野みらい学園校区につきまして、1の方は規則第8条

第2項第1号（保護者）に、2から6の方につきましては同2号（地域住民）に、7から14の方につきましては同第3号（対象学校の運営に資する活動を行う者）に、そして15の方につきましては同第4号（対象学校の校長）に相当いたします。

1から4の方につきましては、委嘱の、15の方につきましては任命の承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、第二中学校区につきまして、1から3の方は規則第8条第2項第1号（保護者）に、4から11の方につきましては同2号（地域住民）に、12から16の方につきましては、同第3号（対象学校の運営に資する活動を行う者）に、そして17から19の方につきましては同第4号（対象学校の校長）に相当いたします。

1から16の方につきましては委嘱の、17から19の方につきましては任命の承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、第三中学校区につきまして、1から5の方は規則第8条第2項第2号（地域住民）に、6から12の方につきましては同3号（対象学校の運営に資する活動を行う者）に、そして13から16の方につきましては同第4号（対象学校の校長）に相当いたします。

1から12の方につきましては委嘱の、14から16の方につきましては任命の承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、第四中学校区につきまして、1から3の方は規則第8条第2項第1号（保護者）に、4から6の方につきましては同2号（地域住民）に、7から12の方につきましては同第3号（対象学校の運営に資する活動を行う者）に、そして13から16の方につきましては同第4号（対象学校の校長）に相当いたします。

1から12の方につきましては委嘱の、13から16の方につきましては任命の承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、委員の任期につきましては、令和7年5月1日から令和8年4月30日までといたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋山委員 一番最初にコミュニティ・スクールの目的や設置のことを言われたり、規則第8条のことを説明していただいたんですが、できたら資料をつけて欲しかったと思います。あと、任期ですが、令和7年のいつが任期というかたちですか。

佐野課長 令和7年5月1日から令和8年4月30日までとさせていただいているます。

秋山委員 1年ごとの見直しになるんでしょうか。

佐野課長 はい。

秋山委員 改選する時は推薦になるんでしょうか。

佐野課長 様々な事情があって辞退される方であったり、学校から推薦というかたちでいただいて承認という流れになります。

秋山委員 基準があまりわからないんですけど、どのような方々が推薦としてあげられてきてるんでしょうか。

佐野課長 規則の方にありますように、中には保護者であったり、地域住民の方々、対象学校の運営する活動を行う方、対象から学校ということで、規則に基づいて校長がこの方が適任だと判断されて、市教長の方に上がってきますので、その保護者、地域の運営に関する方がしっかり意見を言ってくださってるので推

薦は受けていると認識しています。

大湾教育次長 規則ですが、冒頭の説明でご案内すればよかったですけども、規則の一覧を付けておりますので、今回の規則というのは 4 1 番にあたります。

秋山委員 わかりました。

池永教育長 他によろしいでしょうか。

長谷川教育長職務代理者 質問です。この運営協議会そのものが開催されるのは、学校に委ねられているんでしょうか。

高崎部長 学校の方に委ねられておりますけれども、概ね4、5回というふうに計画はしております。

般谷委員 この学校運営協議会ですけれども、学校で行われています。でも見てたらこの協議会のメンバーとか、先生方がいらっしゃったり、地域の人がいらっしゃったり、結構長いことやっておられる人もいらっしゃるようにお見受けしますが、この中で大体この協議会がどんなかたちで、私たち教育委員にも出席することができるのかとか、できたらどういうような内容でどういう運営をしてるのかということを、私どもも知りたいなと思います。

高崎部長 正確には傍聴などは今把握できていませんが、基本的には開かれたものではありますので、そういったことができるのではないかなと認識をしております。

般谷委員 内容が文章でどんな流れになって、どういうふうに協議会が進められ、今回はどのような話になっているかということを知る由があるんじゃないかなと私は思います。

高崎部長

今確認しましたら、公開となっておりますので会議を傍聴することはできます。会の方では広報みたいなかたちで運営協議会だよりみたいなのも、第一中学校区では昨年度も発行しておりましたので、そういうかたちで地域の方であったり、いろんな方に、今学校の運営協議会がこのようなかたちで進んでいますというご案内はするようにはしています。

般谷委員

わかりました。ただ、傍聴に対して教育委員会としてはいつ開かれるのかっていうようなこととか、それは教育委員会に話をすれば教えてもらえるんですか。予定が立つか立たないかそれもあるので、どんな時間帯にやっているのかというのもありますし。

高崎部長

また、ご案内できるように努めて参りたいと思います。

般谷委員

よろしくお願ひします。

秋山委員

今の件で、私もちょっと進捗状況というのはすごく知りたいと思っています。各学校の様子であったり、協議会の様子も知りたいと思っています。例えば教育委員会の方で、すぐに毎回報告っていうのは難しいかと思うんですけど、定期的に例えば半年であったりとか、そういう区切りぐらいに状況の報告をしていただくことは可能ですか。

高崎部長

わかりました。今回、二から四中学校区では初めてのことでもありますので、教育委員会事務局の方でも状況を把握しながら、またご報告させていただけたらと思います。

池永教育長

よろしくお願ひいたします。

他にいかがでしょうか。

- 伊丹委員 任期が令和7年5月1日から1年ですが、校長先生、教頭先生が入られている中に、多分4月に移動というかたちになると思いますが、そこは一応4月末に改正されるまでは、前任先生も含めて委員というかたちでいいんですよね。
- 高崎部長 教育委員会議の方で承認していただく必要がありますので、5月1日からということになります。会議自体は5月以降に任命されてから開催されることになります。私も一応準備委員会は正式なものではないんですけど、準備委員会の委員としてはまだ一応任期として昨年度分が残っていると思っておるんですけども、基本的には会議は開催されませんので、一応任期としてはこの任期ということになります。
- 池永教育長 他にいかがでしょうか。
- 各委員 質疑なし
- 池永教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第17号「交野市立学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。
議案第17号の審議が終了しましたので、事務局、中山委員に入室していただいてください。
- 以上をもちまして、令和7年第4回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。
- これにて令和7年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会 教育長 _____

委 員 _____